

2025年12月22日

茨城県知事 大井川和彦様

茨城県牛久市猪子町 992-676

生活クラブ生活協同組合

理事長 征矢 優香子

### 原子力防災に関する茨城県への質問・要望書

師走の候、一層ご多忙のこととお察し申し上げます。

日頃より私たちの活動へのご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

2024年1月には県の職員の方々のご参加を得て意見交換会を開催し、その後「原子力防災に関する質問・要望事項」を取りまとめて提出しご回答も頂きました。

前回のご回答から時間も経ち、検討中とされていた事項の進展もみられるのではないのでしょうか。また、2025年7月に県の出前講座で伺った内容も含めて、新たに質問・要望を取りまとめたので提出いたします。ご回答をよろしくお願いいたします。

2025年も残りわずかとなる中、新潟県の柏崎刈羽原発、また北海道の泊原発の再稼働を容認する意向がそれぞれの自治体から示されたとの報道がされています。そして、『次に再稼働するのは東海第二原発』といったフライング的な報道も聞かれます。

本県では原子力災害時の広域避難計画を検討中であり、県内の各自治体でもそれぞれ検討中の状況です。2011年の福島第一原発の事故は、地震とその後の津波によって引き起こされ、甚大な被害をもたらしています。私たちは、避難計画は原子力災害と地震等の自然災害の複合災害を考慮してすすめる必要があるのではないかと懸念してきました。東海第二原発から30km圏内に94万人余が暮らす本県において、市民の命と暮らしを守る実効性ある避難計画が、県および各自治体との連携において作成されることが極めて重要です。そして、計画には市民の声も欠かせないのではないのでしょうか。

前回同様、1ヶ月を目途にご回答を頂きますことと、ご回答後には意見交換の場を設けさせて頂けますようお願い申し上げます。

# 原子力防災に関する茨城県への質問・要望

## (1) 原子力災害広域避難計画について

### 【質問項目】避難用のバス車両、運転手の確保について

- ① 放射能拡散シミュレーションをもとに、避難人数を最大 17 万人と県では想定しているが、17 万人分の移動手段を確保すればよいとの考えか。
- ② バス車両は何台必要と試算し、現在確保の見込みがあるのは何台か(県に登録のバスは 1700 台程度)。また、乗務員は何人必要と試算し、現在確保の見込みがあるのは何人か。
- ③ 全 14 自治体の避難計画が策定はされていないが、避難計画を策定したと表明している自治体の必要台数を合計すると何台になるか。
- ④ 原子力災害時の緊急輸送業務について、一般社団法人茨城県バス協会と協定を締結したとのことだが、具体的にどのような内容か。
- ⑤ バス協会との協定において、「避難住民等の緊急輸送業務は、放射線量1ミリシーベルトを下回る場合に、放射線防護措置等の安全対策の上、実施する。」とあるが、これは、乗務員の被ばく放射線量が緊急輸送業務中に合計1ミリシーベルトを下回るという意味か。それは外部被曝と内部被ばくを合わせた放射線量か。外部被曝と内部被ばくが1ミリシーベルトを下回るかどうか、どのように推定や実測を行うのか。
- ⑥ 1ミリシーベルトを超えることが見込まれる場合、どのような対応になるのか。
- ⑦ 乗務員が1ミリシーベルトを超えて被ばくした際の補償はどのように行われるのか。
- ⑧ 避難用のバスの乗務員だけでなく、バス会社の社員も車の手配のために留まる必要があり、その結果1ミリシーベルトを超えて被曝した場合、補償はどのように行われるのか。
- ⑨ 逃げろという状況で危ない所へ行ってくれと言えるのか。

### 【質問項目】要支援者対策、避難用の福祉車両の確保について

- ① 車椅子やストレッチャー積載可能な福祉車両は、何台必要と試算しているのか。また確保できているのは何台か。
- ② 全 14 自治体の避難計画が策定はされていないが、避難計画を策定したと表明している自治体の必要台数を合計すると何台になるか。
- ③ 台数が限られるので、ピストン輸送するとの情報が出ているが、対象者全てをピストン輸送すると、何日くらいかかる想定か。
- ④ 県の配車用システムにここ5年間で福祉車両が1台も登録されていない。県の検証委員会で検討するというが、車両の絶対数が不足なので、検討しても無意味ではないか。(必要台数1万台。県内の保有台数 100 台程度。)

### 【質問項目】UPZにおける安定ヨウ素剤の配布について

- ①誰が配布するのか、また配布終了は誰が管理、判断するのか。
- ②配布時間(=受け取る時間)によっては、安定ヨウ素剤の効果が期待できなくなるのではないか。
- ③UPZにおける安定ヨウ素剤の事前配布を行わない理由は何か。
- ④原子力災害対策指針においては、放射性物質の放出後、空間放射線量率が一定の値以上となった地域が一時移転等の対象となり、そうってから安定ヨウ素剤を配布するとなっている。しかし、安定ヨウ素剤を摂取して甲状腺被曝を避ける効果を得るためには、摂取するタイミングが重要であり、空間放射線量率が高くなった状態で、安定ヨウ素剤を受け取りに行ってから摂取するとなれば、配布場所への異動や配布場所での混乱などにより、余計な時間がかかり、効果的なタイミングで摂取できない可能性が高まるのではないか。
- ⑤この問題について、これまでに内閣府の指針策定の中でどのような議論がされたのか。

### 【質問項目】避難退域時検査について

- ①市町村の避難訓練に併せて避難帯域時検査の訓練を行うとのことだが、訓練結果の詳細を公表して欲しい。
- ②訓練の結果、車1台につきスクリーニングと除染にかかる時間はどれくらいと判明したか。
- ③訓練の結果、マニュアルに反映されたのはどのような点か。
- ④除染した汚染物(汚染した水、ふきとったペーパーなど)の取り扱いと処理はどうするのか。
- ⑤人のスクリーニングは、車1台で代表者1名となっているが、乗り合わせている人が同じ経路で来ているとは限らず、全員行うべきではないか。全員行わないのはなぜか。この点について国、県、市町村との間でどのような議論が行われたか。
- ⑥スクリーニングの結果は本人にどのように知らせるのか。→マニュアルでどうなっているか確認する。

### 【質問項目】避難先の確保について

- ①避難所の確保について、前回の回答時には9万4千人分不足となっていたが、現在はどうなっているか。
- ②県内の民間事業所の協力は、どのくらいあるのか。
- ③県外にある国の機関や国立大などで、避難所協力を得られたところはどこで何人分か。

### 【質問項目】避難所におけるスフィア基準の達成について

①縦横 2 メートルのパーティションテント(4 m<sup>2</sup>)で 2 名以上の収容を想定しているが、パーティションテントは何人分確保できているのか。

#### 【質問項目】病院や社会福祉施設等の屋内退避における職員対応について

①災害対策基本法第 4 条において、「都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。」と定められている。前回の回答で「各施設において、災害対応時にどのような職員を対応に充てるかについては施設の判断事項と史料する」というのは、不可能なことを各施設に押し付けていることにならないか。

②UPZ 圏内の県立病院において、原子力災害対応時の職員体制は、どうなっているか。

③PAZ 圏内の国立病院機構茨城東病院において、原子力災害対応時の職員体制はどうなっているか。

#### 【質問項目】屋内退避について

①屋内退避中のライフラインの確保、食料飲料などの入手、ごみ出しなどは、どのようになるのか。

②支援が必要な人、デイサービスやヘルパー、訪問医療を通常利用している人への支援はどのようになるのか。

③屋内退避中の小売業や病院、クリニックなどの事業の継続は、だれがどのように判断するのか。

④ブルームが来た場合、クラウドシャインは屋内退避では10%しか防げないという原子力規制委員会の試算が公表されている。屋内退避では県民の健康が守れないということを県は国に主張するべきではないか。

⑤個人宅での屋内退避では希ガスは防げず、屋外と同様の被曝をする。心身の不自由な住民は放射線防護対策施設までどうやって行くのか。

#### 【質問項目】事故時の被害額の試算と公表について

① 被害額は試算していないとのことだが、福島第一原発事故の被害額および損害額については現在の時点で廃炉費用、補償費用、除染 23 兆円と公表されている。また、県は F1 断層の地震による直接的被害額は想定試算して公表しているのだから、東海第二原発で福島第一原発と同程度の事故が起きた場合の被害額を試算することは可能であり、試算し公表すべきではないか。事故の被害想定をしないで避難計画を作ることは合理性を欠く。

## (2) 複合災害について

### 【質問項目】複合災害時の避難および屋内退避に関する情報伝達について

- ①複合災害となった場合の情報の伝達、集約、発信はどのように行われるのか。国・県・市町村の役割とそれぞれが判断すること、その共有方法などは、どのように構築されているのか。
- ②地震が発生して津波警報が発令し、避難移動中に原発事故が発生した場合には、その情報をどのように受け取って、避難の切り替えをどのように行うのか。

### 【質問項目】道路損壊の場合の避難について

- ①地震と原発事故の複合災害が発生した場合、道路管理者による道路の被害状況把握、県への報告、避難経路の設定に、どれくらいの時間がかかると想定されているか。
- ②避難経路の国道、県道、市道、高速道路にある橋梁の耐震化はどのように進められ、進捗率はどうなっているか。また、どのように公表されているか。
- ③第二の避難先の確保状況はどうなっているか。
- ④あらかじめ紐づけしている避難先に避難できない場合の柔軟な対応とは、誰が、いつ、どのように行うのか。またその情報伝達は、どのように行うのか。

### 【質問項目】2024年1月の能登半島地震を踏まえた、複合災害時の防護措置の考え方について

- ① 能登半島地震では、志賀原発の避難計画は破綻した。電力会社からの正確な事故情報は発信されず、モニタリングも通信が切断されてできなかった。道路がズタズタで車での移動もできなかった。家が壊れ、屋内退避はできない。放射線防護施設も損傷、陽圧化施設も損傷。自治体職員も参集できず、2割しか参集できなかった。北陸電力からの正確な事故情報が発信されず。火災発生ありといったが、実はなかった。油漏れ3500リットル→実は約2万リットル、津波3メートルと発表されたが、のちに実は4メートルだったことが分かった。このように、原発の巨大な施設で地震災害が起こったら、正確な情報の把握は難しいことが明らかになった。このような実態を把握しているか。
- ② 同様の事態になった時に、県が作成した避難計画は機能すると考えているか。
- ③ 能登半島地震では、未知の活断層が大量に発見され、離れている活断層同士は影響しないと言われていたが、影響することが分かった。このように、地震に関する研究はまだわかっていないことが多い。しかし、原発の安全対策工事や避難計画の策定は、ある程度の地震の規模を想定して行われている。東海第二原発を再稼働したのちに、想定を超えた規模の地震が発生しないと断言できるのか。